

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑧〕

通勤手当の非課税限度額の 引上げについて

Q：通勤手当の非課税限度額が引き上げられたと
のことですが、詳しく教えてください。

A：この改正は、平成26年10月20日に施行され、
平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手
当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額と
して追加支給するものを除きます。）について適
用されます。

1 改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次の
とおりです。（下表）

2 改正後の非課税規定の適用

改正後の所得税法施行令第20条の2の規定（以
下「非課税規定」といいます。）は、平成26年4月
1日以後に支払われるべき通勤手当について適用
されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後
の非課税規定は適用されません。

- (1)平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当
- (2)平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手
当で4月1日以後に支払われるもの
- (3)(1)又は(2)の通勤手当の差額として追加支給され

区 分	課 税 さ れ な い 金 額			
	改 正 後 (平成26年4月1日以後適用)	改 正 前		
交通機関又は有料道路を利用している 人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同 左		
自動車や自転 車などの交通用 具を使用してい る人に支給する 通勤手当	通勤距離が片道55キロ メートル以上である場 合	31,600円	24,500円	
	通勤距離が片道45キロ メートル以上55キロメ ートル未満である場合	28,000円		
	通勤距離が片道35キロ メートル以上45キロメ ートル未満である場合	24,400円		20,900円
	通勤距離が片道25キロ メートル以上35キロメ ートル未満である場合	18,700円		16,100円
	通勤距離が片道15キロ メートル以上25キロメ ートル未満である場合	12,900円		11,300円
	通勤距離が片道10キロ メートル以上15キロメ ートル未満である場合	7,100円		6,500円
	通勤距離が片道2キロ メートル以上10キロメ ートル未満である場合	4,200円		4,100円
	通勤距離が片道2キロ メートル未満である場 合	(全額課税)		同 左
交通機関を利用している人に支給する 通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同 左		
交通機関又は有料道路を利用するほか、 交通用具も使用している人に支給する通 勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 と の金額との合計額 (最高限度 100,000円)	同 左		

るもの

3 課税済みの通勤手当についての精算

(1)既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。

(注)1 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続は不要です。

2 年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

(2)年末調整の際における精算の具体的な手続は、次のように行います。

イ 既に改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした(課税された)通勤手当のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ 「平成26年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」といいます。)の「年末調整」欄の余白に「非課税と

なる通勤手当」と表示して、イの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ また、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の「計」欄の金額からロの新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

ニ 以上により、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

4 給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

(注)年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。

(税制委員会：小林秀子、赤羽勝巳、饗秀行
グループ稿)
(監修：関東信越税理士会 松本支部)

部会便り

塩尻部会視察研修旅行のご案内

塩尻部会では今年度も視察研修旅行を実施致します。昨年度が旅行直前の大雪により中止となりましたので、昨年度とほぼ同じ内容としております。皆様お誘い合わせの上、是非ご参加下さい。

【概要】

期 日：平成27年2月22日(日)~23日(月)

旅行先：東京 1日目 ホテルインターコンチネンタル東京ベイ(シェフズライブキッチンのランチバイキング)、四季劇場〔春〕(「ライオンキング」S席での鑑賞)、ちゃんこ巴湯(夕食)

2日目 東京証券取引所、築地場外市場(自由昼食・買物)、東京スカイツリー

宿泊先：第一ホテル両国(ツイン)

定 員：20名(先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。)

対 象：塩尻部会の会員及び会員事業所の従業員等

締 切：1月中旬の予定

参加費は30,000円以内を予定しています。

資料(ご案内チラシ兼申込書)のご請求や参加ご希望の方はお早めに塩尻部会事務局へご連絡下さい。詳細確定及びご案内チラシ作成次第ご送付させていただきます。(12月中旬までに送付予定。)

<事務局：加納 TEL:0263-52-0258

FAX0263-51-1388(塩尻商工会議所内)>